石原総合法律事務所 事務所報



撮影者:株式会社浦野設計 浦野三男様

暑中お見舞い申し上げます。

今年も暑い夏がやってまいりました。皆様いかがお過ごしでしょうか?

4月から名古屋と東京を往復する生活を送っております。基本的に週の 前半を愛知県弁護士会会館、後半を東京の日本弁護士連合会会館で執務 しています。

我が国は、少子超高齢化社会に入りました。企業の不祥事は相変わらず 続発し、貧富の格差も広がり、政治も経済も先行きが見通せない状況になって きています。加えて、東日本大震災の復興も未だ道半ばであるにもかかわらず、 広島土砂災害、関東・東北豪雨に続き、4月14日には、熊本大震災が発生 するなど自然災害も続発し、人々は将来に対して希望が持ちにくくなってきて いるのではないでしょうか?

法曹の世界においても、将来に希望が持てないと法曹を目指す若者が年々 減少しています。法曹、とりわけ弁護士は、「人権擁護の最後の砦」であり、 将来を担う若者の法曹離れは、国民の権利の擁護にとって極めてゆゆしき 問題です。



石原総合法律事務所 所長弁護士 石 原 真 二

弁護士会執行部の一人として、身近で国民に信頼される司法、若者が魅力を感じる司法を目指して、日々悩み ながら、暑さにも負けずに活動しています。皆様には、ご不便をおかけしますがご理解いただきますようお願い いたします。

時節柄ご自愛下さい。

副所長弁護士 杦田勝彦



司法修習生の指導弁護士を担当しました。

司法修習生というのは、司法試験に合格し、裁判官、検察官、弁護士になるため1年間勉強中の人のことです。司法修習は、1年のうち司法研修所(東京)で勉強する期間と実務修習期間に分かれます。

実務修習期間、修習生は全国の裁判所に分散して配属され、裁判所、検察庁、法律事務所(弁護士)で実務を勉強することになります。

弁護修習では、修習生は法律事務所に1人ずつ割り当てられ、指導弁護士といわれる指導担当の弁護士のもとで勉強することになります(期間は約2ヶ月です)。

今回私が担当した高橋君は、年齢も若く優秀な人でした。若いわりには酒にも強く、弁護士になるには十分な資質を持っていました(?)。

若い修習生と接すると、こちらが年を取ったことを感じますが、刺激も受け、楽しい経験です。

高橋君が良い弁護士になることを願うとともに、これからも指導弁護士の機会があれば引き受けていきたいと思います。



修習生 高 橋 優

弁護修習を終えて

修習指導担当の杦田先生や事務所の先生方,事務員の方々のお支えのもと,幅広い弁護士事務所の業務を間近で勉強させて頂くことで,この2か月は何にも代えがたい経験となりました。そして,司法修習にご理解頂きましたお客様の方々のご支援もあり,実りある修習を行うことができました。

また、弁護修習では、先輩弁護士が後輩を育てるという良き伝統を直に体験することができたと思います。 指導担当と否とにかかわらず、ご多忙の中、石原真二先生をはじめ多くの先生方からも親身にご指導をいただき ました。

皆様より授かった御恩は、弁護修習での課題などを踏まえて、感謝を胸に一層研鑽に励みつつ、将来の依頼者の方々に還元し、更には先輩弁護士による良き法曹の育成という伝統を守っていくことで、お返ししたいと思います。

Service

当事務所では、顧問の皆様に対し、以下のリーガルサービスを提供しております。 未だ顧問契約を締結していない場合であってもご相談に応じます。 ご興味をもたれたら、遠慮なく当事務所(事務局 木村)までお問い合わせください。

■ 御社で法律相談を行います。

事件の相談を受けると、なぜもっと早期に相談してくれなかったのかという思いに駆られることがよくあります。そこで、ご希望される企業に対しては、定期的に当事務所の弁護士が出かけ、法律相談を実施いたします。

また、この法律相談の機会を、福利厚生の一つとして、従業員が個 人的な法律問題を無料で相談できる場にしていただいても構いませ ん。

弁護士は全ての問題を解決できるわけではありませんが、弁護士であれば解決できる問題は確かにあります。我々をご活用ください。

■ 従業員向けセミナー等の開催

色々な場で弁護士による法律セミナーが開催されておりますが、 各企業がその時々で直面する法律問題は、業種や規模などによって 異なります。

当事務所では、これまでも個々の企業からのご依頼で、弁護士が講師となって従業員向けのセミナーを開催しておりますが、顧問契約を締結している企業からご希望があれば、初回に限り、基本的に無償でそのようなセミナーを開催させていただきます(なお、交通費はいただく場合があります。)。

従業員に対する研修の一貫としてご活用いただければ幸いです。

石原総合

石原総合法律事務所

愛知県名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル10階

TEL:052-204-1001 FAX:052-204-1002

MAIL: mail@ishihara-lawoffice.com

営業時間:9:00~18:00 休業日:土·日·祝

※当ビル地下2階に、無料駐車場(2台分)有り。他、近隣に有料パーキング有り

最寄駅

地下鉄東山線 伏見駅 1番出口 徒歩 3分

地下鉄ご利用の方は、東山線・鶴舞線伏見駅北改札口を出て、1番出口をご利用下さい。 なお、平日7:30から23:00までは、地下鉄東山線栄方面藤が丘行きホームの東改札口から 伏見地下街を通り、C出口を出ていただければ、豊島ビル前にでることができます。

事務所からの お知らせ

事務所の夏期休暇は、8月11日(木)から8月15日(月) までで、8月16日(火)から平常通り業務いたします。

